



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を受けて行うものです。

平成29年度 赤い羽根共同募金配分金事業

## 「地域ささえあい活動助成」のご案内

「じぶんの町をよくする」地域の支え合いのチカラを応援します。

地域住民同士による支え合い活動やボランティア活動の輪を広め、人々のつながりやコミュニティの再興などに取り組む団体の支援を目的に助成事業を行います。皆さんが持つチカラを地域づくりに活かしてみませんか。田村市社会福祉協議会はそうした皆さんの活動を応援します。

### <助成対象>

田村市在住者で、5名以上で構成されているグループや団体（※当事者団体・行政区・子供会等）



### <助成対象活動>

- ◆サロン活動（健康づくり支援事業、食事と栄養のバランスの支援、生きがいづくり支援事業、介護予防支援など）
- ◆季節の行事（七夕、盆踊り大会、紅葉狩り、収穫祭、クリスマス会など）
- ◆住民交流事業（映画鑑賞会、伝承活動、郷土の歴史学習、講演会の開催など）

### <助成金額>

1団体1回の応募につき5万円を上限とします。

ただし、平成29年度福島県共同募金会の「被災地住民支え合い活動助成」や共同募金関連の助成事業へ申請している団体は申請することができません。

### <応募受付期間>

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 第1次募集：4月14日（金）～5月15日（月）必着 | 決定日：6月上旬 |
| 第2次募集：5月16日（火）～6月15日（木）必着 | 決定日：7月上旬 |
| 第3次募集：6月16日（金）～7月14日（金）必着 | 決定日：8月上旬 |

※募集期間中は、随時受け付けますが、申請額が予算額に達した時点で応募を締め切りますので、申請を希望される際は、必ず事前に応募状況をご確認ください。なお、申請額が予算額に達していない場合は、追加募集を行う場合もあります。

※助成の有無に関わらず、応募団体に審査の結果を郵送で通知します。

## <応募方法>

田村市社会福祉協議会のホームページの「地域ささえあい活動助成」のコーナーから「応募書」をダウンロードし、必要事項を明記のうえ「事業実施予算書」及び通帳の写し（金融機関・口座番号・名義が確認できるもの）を添付し、田村市社会福祉協議会まで直接お申込みください。郵送での申し込みは受け付けません。

※「応募書」等の書類は社会福祉協議会本所・各支所でもお渡ししています。

## <助成決定>

助成審査委員会において審査を行います。審査は応募受付からおよそ1ヶ月程度要します。

なお、審査の結果は助成の有無に関わらず、応募団体に郵送で通知されます。

## <活動報告・精算>

活動団体は、活動終了後速やかに精算報告書類及び領収書の写し、事業実施の際のチラシ（作成した場合）、活動写真を提出してください。

なお、この事業の詳細案内につきましては、田村市社会福祉協議会ホームページの「地域ささえあい事業助成」コーナーをご覧ください。田村市社会福祉協議会へお問い合わせください。

ホームページ <http://www.tamura-shakyo.or.jp/>

(Yahoo! Google 等の検索エンジンで **田村市社会福祉協議会** と入力して **検索** )

## 田村市社会福祉協議会

E-mail [chiiki@tamura-shakyo.or.jp](mailto:chiiki@tamura-shakyo.or.jp)

TEL 0247-81-2166 (平日 8:30~17:00) FAX 0247-81-2167

※詳細のご案内、申込受付は各地区共同募金委員会でも受け付けております。

- ・ 田村市社会福祉協議会滝根支所 TEL 78-3822
- ・ 田村市社会福祉協議会大越支所 TEL 79-1221
- ・ 田村市社会福祉協議会都路支所 TEL 75-3319
- ・ 田村市社会福祉協議会常葉支所 TEL 77-2714

